

商品概要説明書

J A 相模原市相続定期貯金

(令和5年3月1日現在)

1. 商品名 (愛 称)	・ J A 相模原市相続定期貯金 《自動継続スーパー定期貯金 (単利型) または自動継続大口定期貯金で組入れます》
2. ご利用 いただける方	・ 金融機関 (当 J A ・ 他金融機関どちらでも可) での相続手続完了後 1 年以内に、相続により取得した金額を当 J A へお預けいただける個人の方。
3. 取扱期間	・ 令和 5 年 3 月 1 日 ~ 令和 6 年 2 月 2 9 日
4. 預入期間	・ 1 年もの ・ 自動継続による取り扱いとします。(元金継続または元利金継続)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入媒体	・ 一括預入 ・ 1 0 0 万円以上。大口定期貯金は 1, 0 0 0 万円以上 (上限は相続で取得した範囲以内) ・ 1 円単位 ・ 証書式・通帳式 (総合口座通帳を含む)
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	・ 上記取扱期間中の預入時におけるスーパー定期貯金 (単利型) または大口定期貯金の店頭表示の利率に 0. 2 % を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の適用利率は原則としてこの定期貯金の自動継続時のスーパー定期貯金 (単利型) または大口定期貯金の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 3 6 5 日とする日割計算をします。 ・ 2 0. 3 1 5 % (国税 1 5. 3 1 5 %、地方税 5 %) ※の分離課税となります。 ※令和 1 9 年 1 2 月 3 1 日までの適用となります。 ・ 利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる 特約事項	・ マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。 なお、大口定期貯金はマル優のお取扱いはできません。 ・ 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0. 5 % を上乗せした利率) ・ 通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>〈スーパー定期貯金（単利型）〉</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p>② 6か月以上 約定利率×50%</p> <p>〈大口定期貯金〉</p> <p>次の①及び②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p>6か月以上 約定利率×50%</p> <p>② $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>（注）なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元本を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p>
<p>11. 貯金保険制度（公的制度）</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または管理部（電話：042-755-8723）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>

<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・相続により取得した不動産や株式等有価証券の換金代金もお預け入れいただけます。その際には売買契約書等にて金額の確認をいたします。 ・既に当組合にお預入れの相続人名義の貯金（相続によらない貯金）でのお預入れはできません。 ・手続きで必要となるもの <ul style="list-style-type: none"> ① ご本人様を確認できるもの ② お届け印 ③ 相続手続完了後1年以内に相続により取得した金額を確認できる書類等 <p style="margin-left: 40px;">例：・遺産分割協議書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に提出した依頼書等の写し ・「遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し」および「被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し」 <p>※当組合で相続手続をされた方は③の書類等は不要です。</p> ・金利情勢等により、適用金利が変更になる場合や、お取扱いを中止させていただく場合がございます。 ・本商品は、事業分量配当金の対象外となっております。ただし自動継続後は組合員本人に限り事業分量配当金の対象となります。なお配当金は毎事業年度終了後の通常総代会で決定する余剰金処分に基づくもので、貯金のお利息とは異なり、お支払いをお約束するものではありません。 ・本商品は、通帳式かつ自動継続スーパー定期貯金（単利型）で組み入れたもののみ自動継続後、JAネットバンクでの中途解約ができます。 ・本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）」または「自動継続大口定期貯金規定」を適用します。
-----------------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA相模原市